

新興感染症等の感染拡大時における医療WGから 感染症対策連携協議会（仮称）への移行について

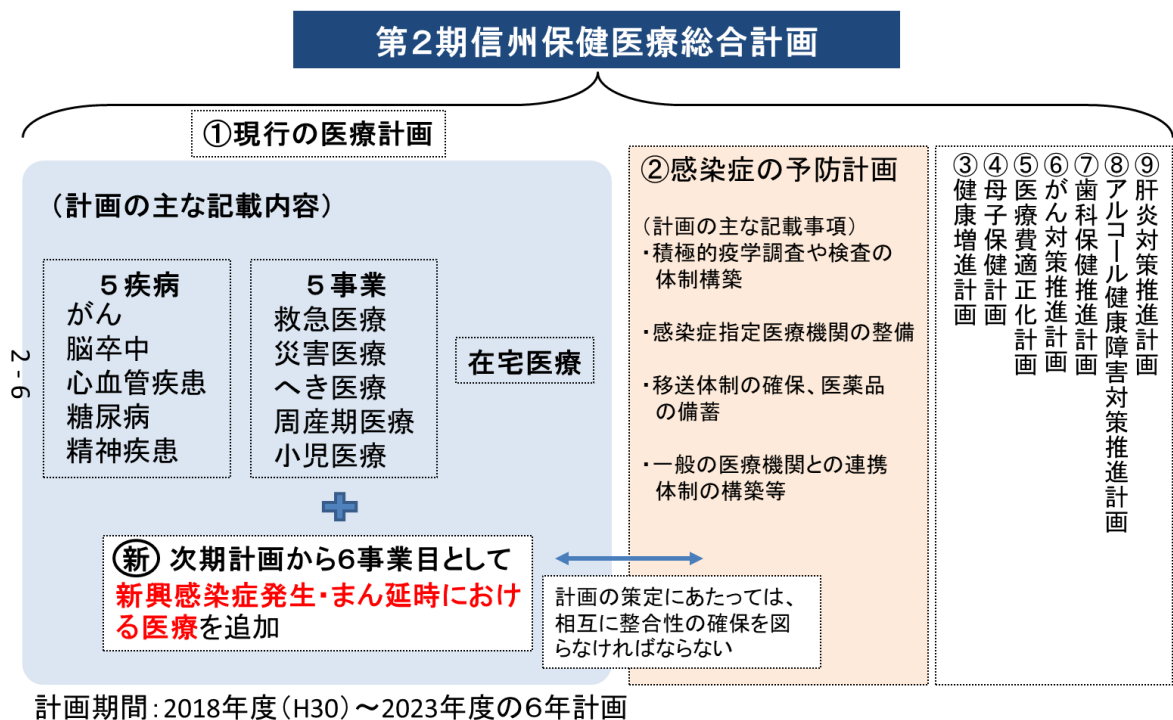
【概要】

昨年度に設置した「新興感染症等の感染拡大時における医療WG」について、今年度より「感染症対策連携協議会」（仮称）に移行することとし、同会議において、医療計画とあわせて「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下、「予防計画」という。）についても検討することとしたい。

1 医療計画と予防計画の策定について

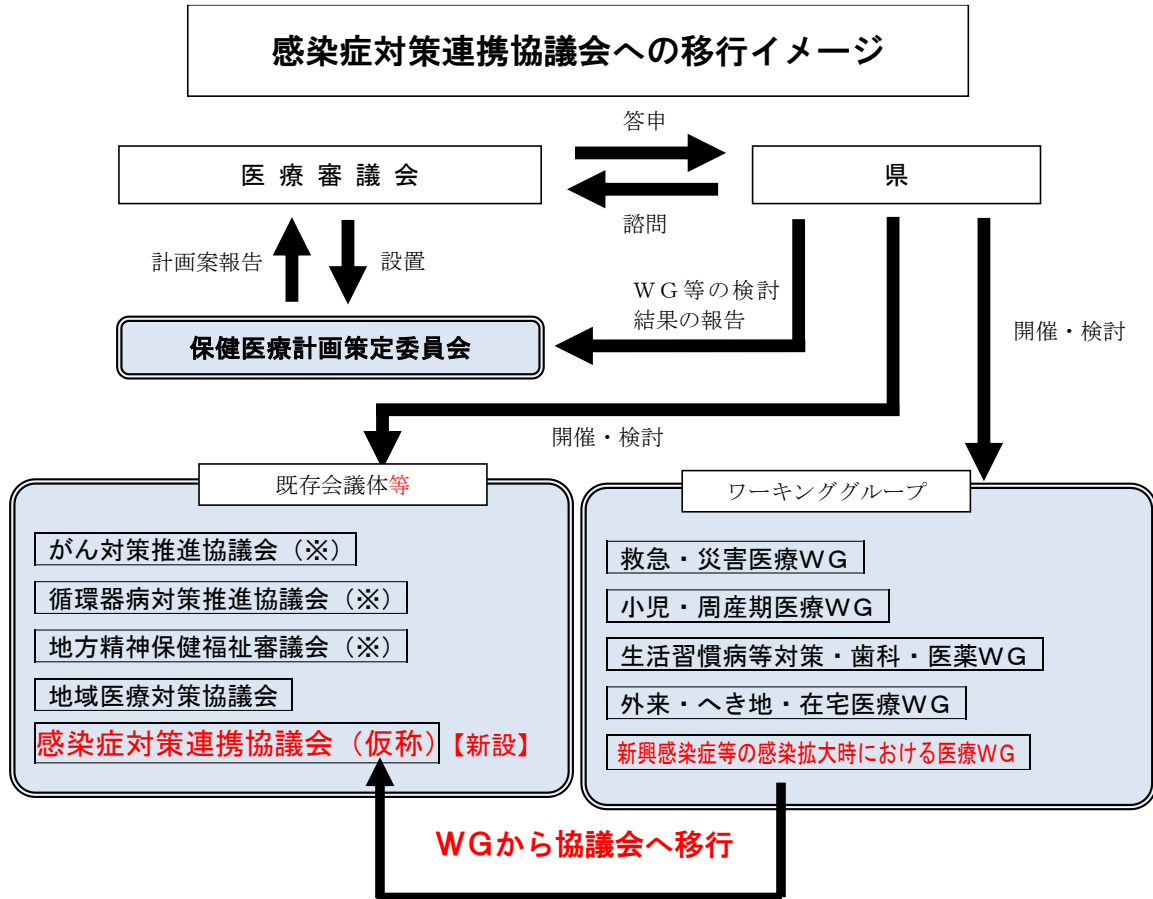
- 次期医療計画における「新興感染症発生・まん延時における医療分野」について協議・検討いただくため、令和4年12月にWGを設置
- 一方で予防計画の策定に当たっては、感染症法の改正に基づき、令和5年度から「都道府県連携協議会」を設置し協議することとされた。
- 医療計画と予防計画は、改正感染症法で「整合性の確保を図らなければならない」と規定されており、具体的な論点も重なる部分が多いことから、両計画を一体的に議論することとしたい。

<参考> 第2期信州保健医療計画の構成（医療計画と予防計画）



2 WGから「感染症対策連携協議会」(仮称)への移行について

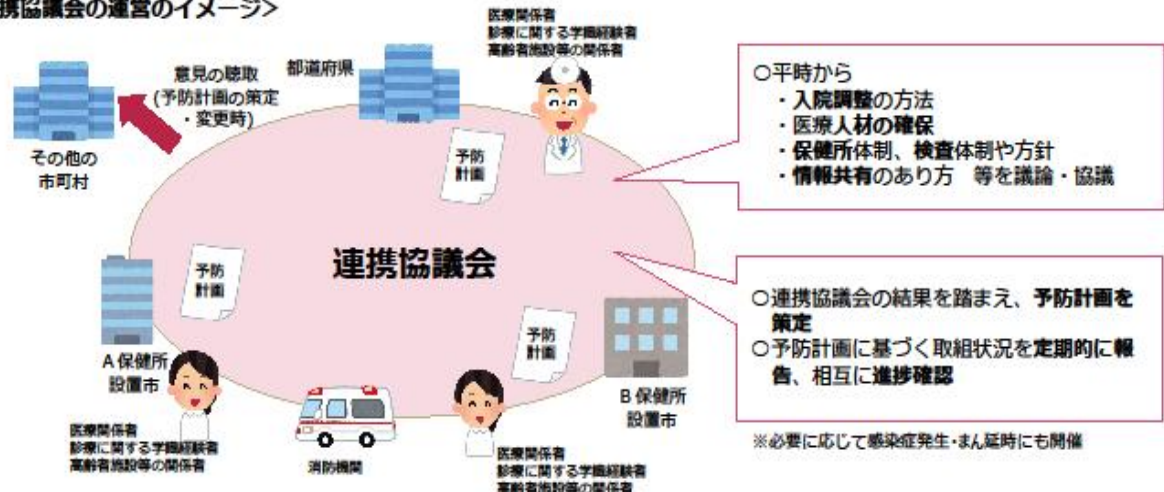
- 今年度より、「新興感染症等の感染拡大時における医療WG」を「感染症対策連携協議会」(仮称)とし、WGの構成員は、そのまま新たな会議体に移行する。
- なお、感染症対策連携協議会(仮称)は感染症法上の常設の協議会となるため、設置要綱の制定及び委員委嘱等の手続を令和5年6月に行う。



3 「感染症対策連携協議会」(仮称)の体制等について

- 感染症対策連携協議会(仮称)には、改正感染症法の規定に基づき、新たに消防機関、長野市・松本市保健所から1名ずつ、計3名の委員を加えた体制とする。

<連携協議会の運営のイメージ>



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限を創設。感染症発生・まん延時において、都道府県が迅速な対策や管内の一元的な対策の実施など必要がある場合に権限を発揮できるようにした。